

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続

局名	健康局
----	-----

I. 保健衛生施設等設備整備費補助金等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 補助金の交付申請

① 手続の概要

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 5 条に基づき、以下の補助金の交付を受けようとするものが、交付申請書及び添付書類を提出するもの

- ア 保健衛生施設等設備整備費補助金（平成 28 年度申請実績 280 件）
 - イ がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（平成 28 年度申請実績 102 件）
 - ウ 感染症指定医療機関運営費補助金（平成 28 年度申請実績 293 件）※
- ※ 一部直接補助であるが、主に都道府県を通じて間接補助を実施。

② 電子化の状況

電子化に必要なシステム等の整備がないため、全て紙媒体での申請を求めている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下のとおり、平成 29 年度から 31 年度にかけて取組み、事業者の補助金交付申請に係る行政手続コスト（作業時間）を、平均で 20%削減する。

※平成 29 年度分のコスト把握によって明らかとなる平均作業時間を基準に、20%のコスト削減を目標とする。

(1) 補助金の交付申請

○申請手続の合理化

（削減方策）

交付申請時の書式・様式を見直し、法令等に反しない範囲で延べ 20 項目の記載項目を削減する。

○申請手続の簡素化や事業者（申請者）に対する補助及び支援の充実

（削減方策）

ア 国から必要最低限の記載項目を標準様式として提示するとともに、これについて詳細な記載例を作成し、都道府県による間接補助の場合も含め、事業者が記載すべき情報を必要最低限のものに抑える。

イ 都道府県を通じて間接補助を実施しているものについて、都道府県における交付申請に関する説明会の開催（職員による申請書の記入補助・提出受付を含む）等の工夫を呼びかける。

各都道府県に対しては、原則として提示する標準様式への切り替えや説明会の開催等の取組みを依頼する。都道府県側では必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となる。

○申請書の補正手続きの合理化

(削減方策)

申請書提出後に、記載内容の誤りなどが明らかとなった場合に、申請書の再作成及び提出をさせる代わりに、

- ・申請書の写し(コピー)での補正(該当箇所のみを写しにおいて訂正の上、申請時と同一の印鑑を押印させる。差替は、電子メール等での送付を認め、原本は実績報告時の送付で可とする。)
- ・押印のない様式や添付書類は、電子メール送付による補正

など、原則として作業コストがほぼゼロの方法による補正を正式に認める。

※認められる補正方法については、別途通知を発出したり、交付要綱を示す際に別紙として添付したりするなどして、事業者に対し明示する。

都道府県側では必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となる。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 補助金の交付申請

コスト削減対象が、当該手続のみであるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 補助金の交付申請

○コスト計測の方法

補助事業者への聴き取りによる。なお、事業者の負担を軽減するため、既存の補助金の手続き(交付申請や実績報告など)と同時に実施する。

○コスト計測の対象

聴き取りの対象は、事業者(延べ約700者)のうち、代表的又は標準的な事業者であって、平成29年度からの3か年に継続して申請することが見込まれる者を優先的に抽出して実施する。

○コスト計測の時期

- ・平成29年度：平成29年9月末までに実施する。

(理由)平成29年度分の補助金については、概ね申請手続が完了しており、同時に実施することは困難である。さらに、コスト計測の対象として、平成29年度からの3か年に継続して申請することが見込まれる者を優先的に抽出する予定であるため、平成29年度の事業が一定程度進捗し、翌年度以降の事業予定の目途が事業者側で明らかになる時期に併せて、コスト計測対象となる事業者を抽出し、コスト計測(ヒヤリング)を実施する。

- ・平成30年度～平成31年度：当該年度の補助金の交付申請と同時に実施する。

(理由)削減対象手続と同時に実施することで、より正確な回答が期待できるため。